

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和5年9月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○松下 千枝子様（端野町） 10,000円 ○上山 ユウ子様（幸町） 10,000円

<故人が生前お世話になったため>

○中田 倫生様（端野町） 50,000円 ○清井 久子様（常呂町） 50,000円

○石澤 京子様（留辺蘂町） 10,000円 ○清水 康二様（留辺蘂町） 10,000円

○大河内 広子様（留辺蘂町） 10,000円 ○市橋 直行様（留辺蘂町） 20,000円

○鳥越 直行様（旭川市） 10,000円

<各種事業での募金・益金を（太陽まつりの益金として）>

○きたみ市商工会女性部様（端野町） 10,000円

<各種事業での募金・益金を>

○北海道アマチュアボールルームダンス指導員協会北見支部様 20,000円

<創立60周年記念チャリティー社交ダンスパーティーの収益金を社会福祉のために>

○留辺蘂社交ダンス同好会様（留辺蘂町） 20,000円

<喜寿祝金を福祉推進のために>

○福井 範雄様（豊地） 10,000円